

政務調査研究視察 報告書

日程：平成22年1月12日（火）～1月14日（木）



1月12日
出雲市役所
「風力発電施設について」

1月13日
松江市役所
「都市景観行政について」



1月14日
萩市役所
「スポーツ行政について」



視察参加者：柴田 泉、安形光征、梅村順一、吉口二郎、加藤義幸

視 察 日	平成22年1月12日 (火)
視 察 先	島根県出雲市
視 察 内 容	「風力発電施設」
視 察 者	柴田泉、安形光征、梅村順一、吉口二郎、加藤義幸 計5名
島根県出雲市	<p><風力発電事業について></p> <p>1 出雲市の概要 人口：14万7千人 世帯数：48,500 世帯面積：540 km²。墳墓群や遺跡、出雲大社に代表される歴史のまち。県の東部に位置し、国引き神話の島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成。平成17年3月22日に、2市4町の合併により「新出雲市」が誕生。平成20年より出雲大社本殿の大屋根葺き替えが始まり、遷宮効果による観光客の賑わいを期待。</p> <p>2 次世代エネルギーパーク整備計画 地球温暖化の進行や原油価格の高騰等、環境やエネルギーを取り巻く状況は厳しい。化石燃料に依存しない地球に優しいエネルギーの活用や、安定的な確保が重要な課題と受け止め、出雲市では、市域全域において新エネルギーをテーマとした「次世代エネルギーパーク」の整備計画を策定。</p> <p>3 新出雲風力発電事業の経緯 平成14年11月事前調査開始。平成15年6月風況調査開始。10月「風力発電事前検討勉強会」発足。平成16年10月鳥類に関する調査開始。11月風況調査6箇所に拡大。事業地自治会において事業説明会を開始。平成17年5月環境影響評価調査開始。6月野鳥の会より事業中止要望。平成18年1月事業規模縮小し決定。県の景観審議会に諮問。7月県からの答申と事業者指導。8月変更計画提出。11月開発許可。平成19年2月工事着手。平成21年5月竣工</p> <p>4 風力発電施設による影響と対策 騒音は、家屋から200mを300m離し基準値をクリア。風向きにより影響のある家屋には二重サッシを施工。平成20年12月の調査で低周波基準値クリア。ケーブルテレビの敷設地区であり電波障害はない。鳥類に対しては苦勞したが対策を講じた。森林は、人工林であり道路敷設に期待。景観は、夕陽スポットに配慮して改善実施。開発工事の影響は、濁り水や工事残土の崩落に配慮。メリットは、観光資源として地域振興に役立てる。</p> <p>5 もう一つの市営 キララ・トゥーリマキ風力発電施設 合併前に多岐町にて導入された風力発電施設を出雲市が管理。海からの風が強い自然環境を有効活用し、環境にやさしい街づくりを行うために風力発電施設を2基建設。年間約250万kwh（450世帯1年間に使用する電気量）を発電。施設は海岸線の丘陵地にあり、隣接する海水浴場や道の駅等とともに観光スポットになっている。</p>
	出雲市



停止中の新出雲風力発電



政務調査研究視察 報告書

視 察 日	平成22年1月13日（水）	
視 察 内 容	松江市：景観行政について	
視 察 者	柴田泉、安形光柁、梅村順一、吉口二郎、加藤義幸	
島 根 県 松 江 市	<p>松江市の概要：平成17年3月に8市町村が合併し、新「松江市」が誕生しました。面積530.28k㎡ 人口193,307人。</p> <p>松江市は、古代出雲の中心地として早くから開け、奈良時代には国庁や国分寺がおかれまして。さらに江戸時代には、松江城の築城と共に城下町として栄え、現在も多くの自然と風土、歴史、文化を残し、全国に誇れる景観資源を生かした、国際文化観光都市であります。</p>	
	<p><松江市景観計画></p> <p>松江市景観計画の目的について</p> <p>松江市では、松江市伝統美観保存条例（昭和48年公布）や松江市都市景観条例（平成6年公布）などの自主条例により、良好な景観の積極的な維持・保全に努めてきました。平成16年に景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が制定され、松江市ではより積極的な景観行政に取り組むため、島根県知事の同意を得て「景観法」の基づく景観行政団体となり（平成17年5月）、景観行政の総合的な指針となる「松江市景観計画」（平成19年3月）を策定しました。</p> <p>本計画は、景観法第8条第1項の規定による景観計画とした、松江市全域を指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する項目などを定め、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を積極的に果たしながら、美しく風格ある松江固有の景観を守り（保全）、開発と保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て（創造）、市民共有の財産として後世に伝える（継承）ことを目的とします。</p> <p>松江市景観計画の役割について</p> <p>松江市が持つ様々な景観の特性にあった景観行政を推進するための総合計画であり、景観形成の指針としての役割を担うものです。松江市の良好な景観を形成する上で、本計画の主な役割は次の3項目とします。</p> <p>(1) 良好な景観形成および景観保全に対する市民の意識を示し、実現すること</p> <p>景観計画は、景観に対する市民の意識を反映し、示すものです。市民、事業者、行政によって行われる建築物、工作物の新築や改築などの行為を景観計画に定められた方針や基準に沿って規制、誘導することで、市民の意識の実現を図ります。</p> <p>(2) 松江市の景観の特性を市民、事業者に示すこと</p> <p>良好な景観の形成には、行為を行う周辺の景観特性を把握し、調和を図ることが必要です。本計画に松江市全域や景観計画を策定した区域の景観特性を示すことで、市民、事業者、行政が調和を図るべき景観について共通の理解を深め、良好な景観形成を図ります。</p> <p>(3) 松江市の景観の形成に対する施策を示すこと</p> <p>行政は、景観形成に対する市民の意思によって定められた景観計画の運用を行うとともに、景観法に示された景観形成に関する様々な施策を普及、推進しなければなりません。本計画を、市民が積極的に景観法の制度を活用するための景観形成に関するガイドラインとして位置づけ、施策や方針等を定め、広く啓発、普及を図ります。</p>	

松江市景観計画の構成について

本計画の構成は、序章として松江市の景観特性や景観形成の方針、推進施策などに関する基本的な考え方を示すマスタープラン「松江市景観形成基本計画」（序章）を定め。

1章では、松江市全域において、景観形成上影響の大きい大規模な建築物や工作物の建設行為などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行う「松江市景観計画区域」（1章）。

2章からは、各景観計画重点区域ごとに、きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図るものです。

松江城周辺など良好な伝統的景観（伝統美観）を有する区域「伝統美観保存区域」（2章）。

宍道湖景観の保全を図るべき宍道湖周辺の区域「宍道湖景観形成区域」（3章）。

城下町松江の歴史、文化や風情が町に息づく北堀らしい景観を守り、次世代に継承する区域「北堀町景観形成区域」（4章）

また、市民の景観に対する意識や社会情勢の変化等に応じて景観計画重点地区の追加や見直しを随時行うなど、常に成長する計画とします。



松江城天守閣



堀川から望む城山、堀川遊覧船



町屋【玄関・壁面の格子が特徴】

〔感想・岡崎市への反映〕

本市においても、歴史や武家文化などを今に伝える数多くの景観資産があります。岡崎城と乙川の雰囲気はとても素晴らしい景観であり、大樹寺から岡崎城を望む歴史的眺望（ビスタライン）は、日本でもほかにあまり類のない貴重な眺望であります。

岡崎城をまちの象徴的な存在として、まちなかの様々な場所から岡崎城が望める工夫ができれば、城下町おかざき、そして徳川家康の生誕地という印象がもっと深まります。

これまでの景観行政をさらに推し進め、風格あるまちづくりの取り組みとして、本市も、平成 22 年度を目標に景観法に基づく景観計画の策定が進められております。

歴史と文化の薫る風格のあるまちを目指し、より積極的な景観行政の推進を図るとともに、岡崎城をはじめ数多くの歴史的、文化的資産を、観光資源として育てていくべきと強く感じました。

政務調査研究視察 報告書

視 察 日	平成22年1月14日（木）		
視 察 内 容	萩市の「スポーツ行政」について		
視 察 者	柴田 泉、安形光征、梅村順一、吉口二郎、加藤義幸		
萩 市	<p>萩市の概要</p> <p>萩市は、平成17年3月6日に同市と川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村の1市2町4村が合併して誕生。面積698.86k㎡ 人口56,196人（平成21年4月1日現在） 財政力指数0.37。</p> <p>山口県北部に位置し、阿武川下流の三角州を中心に発達。毛利36万石の城下町で、吉田松陰・木戸孝允・高杉晋作などの逸材を輩出した明治維新胎動の地。自然や文化財・史跡に富み、歴史的街並みや景観が残る町。人口の高齢化、若年層の市外流出が課題。</p>		
	<p><スポーツ行政について></p> <p>・スポーツ振興課の所管について</p> <p>うるおいのある社会の実現をめざして、市民がいつでも各自の年齢・体力・興味・関心に応じて主体的にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう多様な機会と情報の提供や環境づくりに努め、「市民スポーツ総参加運動」を積極的に進める為に、平成20年度より教育委員会から市長部局「文化・スポーツ振興部」に所管を移す。（平成15年度には、機構改革を始め文化財保護の事務をいち早く市長部局が補助執行している。平成20年度からは、生涯学習・図書館等の事務も市長部局に移管している。）</p> <p>移管経緯は、平成18年8月に市長部局に移管する旨を実施計画に掲載。平成19年3月定例会で1年後の移管を市長が表明。教育委員会の賛同を経て、平成20年3月議会で可決。（教育委員会は、学校との連携を密にする事との条件を付して賛成。）</p> <p>・市長部局移管の効果</p> <p>一番の効果は、スポーツ大会等の起案と予算執行について、市長が一括管理することで、簡素化されスムーズになった事。しかし、学校体育関係者との連携不足が生じている事もある。</p> <p>将来的には、市民主導で行政と一体となったスポーツ大会等自由な企画・立案・執行が期待される。</p>		
	<p>〔感想・岡崎市への反映〕</p> <p>「より自由な発想」をテーマにスポーツ行政のみならず教育委員会の所管業務を市長部局に移管した萩市であるが、文化財の保護と活用面においても効果が出ている様である。今は決済等がスムーズになったというスポーツ行政だが、今後は福祉保健部局等とも連携した幅広いスポーツ行政が期待できる。岡崎市においても、スポーツ行政等を市長部局に移管する事により、生涯スポーツとして、体力向上・健康増進・介護予防等一体的な取り組みが出来やすくなると思う。又教育委員会が次世代を担う子どもの学校教育に今以上に専念出来る効果も期待出来る。</p>		